

# 総代会だより

## ◇第90期通常総代会のご報告

第90期通常総代会は平成30年6月15日（金）午後4時より、本店4階ホールにて開催されました。総代現員206名中、出席202名（本人出席135名、委任状出席67名）、欠席4名にて総代会が成立し、開会が宣言され、理事長挨拶に続いて議長選出、下記議案が説明審議を経て承認されましたことをご報告申し上げます。



### 【報告事項】

平成29年度事業報告書報告の件

### 【決議事項】

第1号議案 平成29年度貸借対照表、損益計算書、及び附属明細書承認の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第2号議案 平成29年度剰余金処分案承認の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第3号議案 平成30年度事業計画案及び業務計画・収支予算案承認の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第4号議案 定款一部変更の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

第5号議案 組合員除名の件  
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。

# 総代会の仕組み(役割)

## ◇ 総代会制度について

信用組合は組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、組合員一人一票の議決権を持ち、「総会」を通じて組合の経営に反映することとなります。この「総会」は法律で定められた必要議決事項のほか定款に反しない限り、必要議決事項以外の事項についても議決することができる、組合の最高の意思決定機関です。

なお、信用組合には、組合員の総数が法定数(200人)をこえる組合について、定款の定めにより総会に代わるべき「総代会」を設けることが認められており、当組合をはじめ大多数の信用組合はこの総代会を採用しております。

## 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款、及び総代選挙規程に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

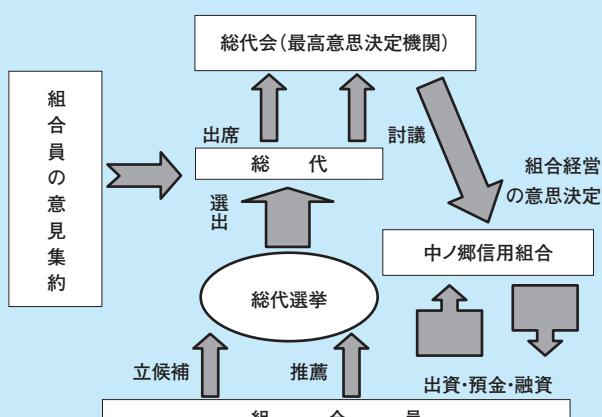
### (1) 総代の選出方法

総代は組合員であること、かつ定款第16条で定める組合員の除名事項に該当していないことが前提条件であり、総代選挙規程等に則り、各選挙区毎に自ら立候補した方もしくは選挙区内の組合員から推薦された方の中から、その選挙区に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者(立候補、(推薦を含む))を当選者として投票は行っておりません。

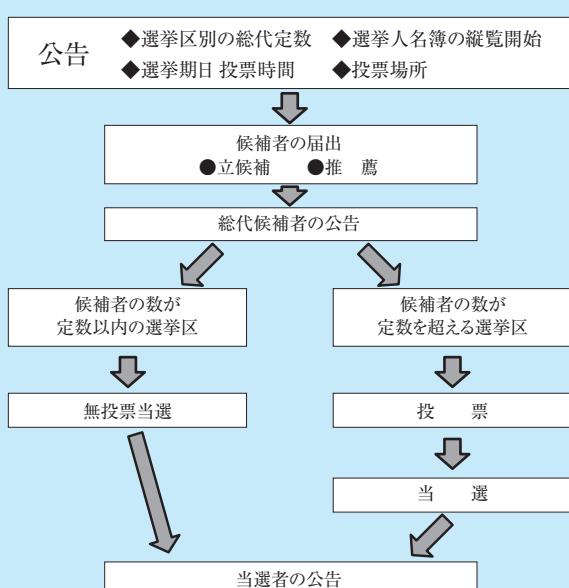
### (2) 総代の任期・定数

定款第30条の2、3の規程により、総代の任期は3年、総代の定数は180人以上220人以内となっております。なお、当組合は選挙区を17の区に分け、総代の選出を行っています。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(平成30年3月31日現在の組合員総数は42,321人です。)



当組合では、総代会に限定することなく、組合員アンケートや組合員懇話会、異業種交流会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

## 総代選挙までの手続き

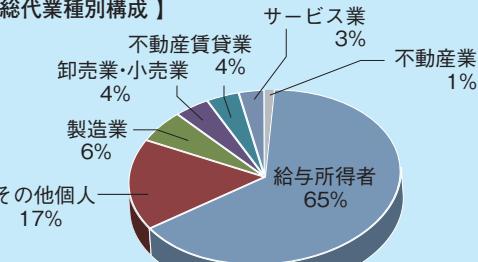


## ◇ 総代会の地区別定数

選挙区名	該当地区	定数
第1地区	本店	取引組合員 40名
第2地区	寺島支店	取引組合員 18名
第3地区	滝野川支店	取引組合員 15名
第4地区	大森支店	取引組合員 10名
第5地区	葛飾支店	取引組合員 18名
第6地区	鐘ヶ淵支店	取引組合員 9名
第7地区	石原支店	取引組合員 10名
第8地区	堀切支店	取引組合員 14名
第9地区	立花支店	取引組合員 13名
第10地区	南小岩支店	取引組合員 8名
第11地区	立石支店	取引組合員 10名
第12地区	新小岩支店	取引組合員 5名
第13地区	小石川支店	取引組合員 17名
第14地区	江戸川橋支店	取引組合員 14名
第15地区	板橋支店	取引組合員 8名
第16地区	三崎町支店	取引組合員 6名
第17地区	京橋支店	取引組合員 5名
定数合計		220名

## 総代各位の業種別・年齢別構成(平成30年5月31日現在)

### 【総代業種別構成】



### 【総代年齢別構成】

